



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 栃木労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和7年2月 27 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 北條 正典

(電話)028-633-2795

栃木県産業労働観光部労働政策課

課長補佐 印南 尚美

(電話)028-623-3217

## 地方版政労使会議「とちぎ公労使共同会議」 を開催します

栃木労働局(局長 川口秀人)及び栃木県(知事 福田富一)は、賃金引上げに向けた機運を一層醸成し、賃上げに向けた環境整備の取組や諸課題に対応していくため、令和5年3月に採択した「とちぎ公労使共同宣言」(別添2)に基づき、現下の重要課題について、公労使の構成員とともに連携・協力するため、以下のとおり会議を開催します。

\*とちぎ公労使共同会議は、

地域ぐるみで働き方改革を推進するため、都道府県や労使を交えて話し合う場としての「地方版政労使会議」及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づく協議会の位置付けで開催しています。

- ◆ 会議名 とちぎ公労使共同会議
- ◆ 日 時 令和7年3月7日(金) 15:00 ~ 17:00
- ◆ 場 所 栃木県庁本館6階大会議室1(宇都宮市塙田 1-1-20)
- ◆ テーマ 賃金引上げに向けた取組等
- ◆ 構成員 別添1参照 ※会議冒頭に栃木県知事出席

※取材を希望される場合には、事前に栃木労働局雇用環境・均等室あて、連絡をお願いします。

## とちぎ公労使共同会議 構成員団体名簿

		各団体名
構 成 員	1	一般社団法人栃木県経営者協会
	2	一般社団法人栃木県商工会議所連合会
	3	栃木県商工会連合会
	4	栃木県中小企業団体中央会
	5	公益社団法人栃木県経済同友会
	6	日本労働組合総連合会栃木県連合会
	7	栃木県
	8	栃木県市長会（宇都宮市）
	9	栃木県町村会（茂木町）
	10	関東経済産業局
	11	栃木労働局
	12	足利銀行
	13	栃木銀行
オ ブ ザ ー バ ー	1	栃木県社会保険労務士会
	2	栃木働き方改革推進支援センター

## とちぎ公労使共同宣言

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、社会経済活動回復のための環境整備が進められているが、国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に不可欠なエネルギー・食料品等の価格上昇が続くなど、県内経済を取り巻く環境は厳しさが増している。

このような中、成長と分配をともに高める「人への投資」をはじめ、科学技術・イノベーションへの投資などを柱とする「新しい資本主義」の実現に向け、持続可能な経済成長を目指すために、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」に向けた取組が進められている。

一方で、コロナ禍前から進めてきた、長時間労働の是正、テレワーク等の多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの働き方改革に引き続き取り組み、ワーク・ライフ・バランスの向上や女性活躍の推進を図っていくことが求められている。

特に、女性活躍の推進については、本年6月に開催されるG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機に、更なる取組を進めていくことが重要である。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足により、人材の採用が困難な状況にあり、若年者はもとより多様な人材の確保と育成が多くの企業の持続的発展に向けての課題となっている。

このようなことから、栃木県下では、経済団体、労働団体、行政機関はそれぞれの立場で連携し、地域の活力を維持・発展させることに取り組んできたが、さらにウィズ・ポストコロナ時代における働く環境の整備や社会経済活動を進める上での諸課題に対応していくため、以下の事項について互いに協力・連携し、オールとちぎで取り組むことを宣言する。

### 記

- 1 デジタル化への対応や労働者の意欲を高める雇用管理等を通じた労働生産性の向上による賃金の引上げや、非正規雇用労働者の待遇改善を図るための同一労働同一賃金への取組を推進する。
- 2 長時間労働の是正、良質なテレワークの実施等の多様で柔軟な働き方の普及など、働き方改革をさらに進め、ワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、職場における女性活躍への取組を推進する。
- 3 雇用の維持や労働者のスキルアップを図るため、企業間の出向や労働移動の取組への支援を推進する。
- 4 人材確保への取組や、「人への投資」を強化するため、リスキリングや職業訓練を支援し、再就職や正社員化、キャリアアップを強力に進めていく。
- 5 上記の他、労働分野での新たに生じる将来的な課題等へも対応していく。

令和5年3月10日